

横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター 令和8年度事業計画書

1. 令和8年度運営方針

精神障害のある方の人権と自己決定を尊重し、地域の中でその人らしく安心して暮らし続けられる社会の実現を目指し、相談支援・地域移行支援の充実を図るとともに、行政・医療・福祉関係機関および地域住民との連携を強化し、孤立を防ぎ、誰もが支え合う共生の地域づくりを推進します。権利擁護を支援の基盤に据え、相談支援の質の向上と迅速かつ丁寧な対応を徹底します。また、地域交流やピア活動の充実により孤立を防ぎ、就労や社会参加の機会を広げること、法人理念である「夢と希望のもてる誰もが住みやすい社会との架け橋を築く」ことを意識し続け、誰もが地域の中で安心して暮らし続けられる支援体制の強化を図ります。

2. 施設概要等

① 所在地

〒230-0062

横浜市鶴見区豊岡町 28-4 ハーモニーとよおか 4 階

TEL：045-576-3173 FAX：045-576-3172

HP URL：https://www.ysjk.jp/tsurumi E mail:tsurumi-s.c@ysjk.jp

② 開所年月日

平成 24 年 4 月 1 日

③ 運営時間

月曜日～金曜日 午前 9：00～午後 20：00／土曜日 午前 9：00～午後 17：00

④ 休館日

日曜日、年末年始（12/29～1/3）

⑤ 各種サービス利用料金

- ・夕食 500 円
- ・入浴 100 円
- ・洗濯 100 円
- ・インターネットサービス 無料

⑥ 職員

【常勤職員】

所長：1 名（精神保健福祉士）

相談員：5 名（精神保健福祉士 5 名、社会福祉士 3 名）

【非常勤職員→勤務地限定正規職員（法人持出常勤化）】

相談員：4 名（精神保健福祉士 3 名 週 5 勤務 4 名）

【アルバイト】

事務・ピアスタッフ：1 名 事務・清掃 1 名（障害者雇用）

3. 事業概要等

- ① 精神障害者の権利擁護のための支援
- ② 日常生活に関する相談及び個々の生活に必要な情報提供
- ③ 利用者への食事、入浴、洗濯、レクリエーションの提供
- ④ 利用者本人と家族の相互作用を意識した家族へのメンタルヘルス支援
- ⑤ 地域への精神保健福祉に関する普及啓発活動
- ⑥ 地域関係機関とのネットワーク強化
- ⑦ ピア活動につながるような利用者の主体性を促す支援、ピアサポート活動
- ⑧ 自立生活アシスタント事業
- ⑨ 横浜市地域移行・地域定着支援事業
- ⑩ 個別支援計画に基づく支援展開
- ⑪ 指定特定相談支援事業（計画相談支援）
- ⑫ 指定一般相談支援事業（地域移行・地域定着支援事業）
- ⑬ 自立生活援助事業

4. 重点目標

- ① 制度の狭間にいる対象者を支援できるよう生活支援センター基本相談機能強化を図る。
- ② 区内関係機関との連携強化を目的とした主催研修の開催
- ③ 関係機関との連携による精神保健福祉に関する普及啓発活動の継続実施を行う。
- ④ 当事者活動団体、家族会との連携強化、互恵関係を重視し協働活動を行う。
- ⑤ 相談支援専門機関としての役割強化、専門家としての職員のスキル向上を図る。
- ⑥ 定期的なピアミーティングの継続及びピアスタッフ活動の範囲拡大
- ⑦ 環境調整ができれば退院可能な方への地域移行支援及び区内精神科病院との連携強化
- ⑧ 区福祉保健センター、基幹相談支援センター及び関係機関と連携しながら、地域生活支援拠点事業の精神障害者にとって利用しやすい仕組みづくり、特に緊急受入の形を具体的に検討していく。
- ⑨ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの充実に向けて、地域ケアプラザ、教育機関、社会福祉協議会、連合町内会、民生委員等に協力を仰ぎながら、普及啓発活動に取り組み、精神障害に対して正しい理解を区民の方にして頂けるよう研修等を開催する。横断的ネットワークを構築し、障害有無関係なく、誰もが住みやすい街になるような地域を目指していく。

5. 施設運営の具体策

I. 安心の提供

I. フリースペースによる交流、フリースペースの検証

利用者同士の交流、職員が身近な相談者として存在するための場として、安心して利用できるよう環境アセスメントを定期的実施しながら、様々なイベント等を通して地域交流機会を提供していきます。

イベント等がない時間帯のフリースペースの在り方について検討し、検証していく。

II. バースデーカードの送付

虚無感や孤立感を感じてしまう人に対して社会とのつながりを感じて頂く一環として、職員が作成したバースデーカードを送り、一人ではないという安心感を提供します。

III. 安否確認

利用登録以降、その利用者が生活支援センターへの来館や連絡がない場合、安否確認のための電話連絡を行う。また、必要に応じて関係機関と連携して自宅訪問し安否確認を行います。

II. 日常生活に対する支援

I. 生活スキルの向上

安定した日常生活を送ることが困難な方や不安を感じている方には、電話相談や職員の訪問により、地域生活のしづらさを軽減するための支援を行う。また、体験不足による生活障害の改善に向けては、センターイベント、同行による余暇活動支援等を通して体験の機会を提供します。

II. 食生活の提供

夕食サービス（1食500円）を利用者のニーズに合わせて実施します。平日2回、土曜日1回の合計3回の提供を行っていく。食事提供サービス全般業務に関しては、就労支援継続B型事業所へ業務委託する。

III. 清潔の保持

来館時の声かけや相談から生活状況の把握を行い、入浴・洗濯サービス（1回100円）を活用しながら清潔の保持に向けた支援を行います。

IV. 情報提供

情報に関しては、センター内掲示及び自由に閲覧可能な状態として下記の提供を行います。

I. 他区生活支援センター機関紙

II. 各種福祉サービス事業所パンフレット

III. 研修会及び勉強会のチラシ

IV. 家族会及びセルフヘルプグループの活動報告

V. 無料 Wi-Fi 設置

V. 相談支援

ケアマネジメント手法に基づく個別支援を重要視し、利用者の必要に応じて個別支援計画を作成し、支援にあたっていきます。必要時には積極的に同行・訪問支援を実施します。

VI. 地域交流

I. 各町内会の催しへの積極的な参加

年2回の運営連絡会や毎年、夏祭りを合同で開催して地域の方々や子供達に精神障害について知る機会を提供し、体験を通した正しい障害理解がされるよう努めます。

II. 地域課題の調査・分析に基づいた取り組み

鶴見区は、鶴見駅を中心に海側と山側で街並みや住環境の違いが顕著です。これまでに実施した地域課題の調査・分析に基づき、課題解決に向けた取り組みを実施します。

6. 家族支援

I. 鶴見区家族会「のぞみ」との協働活動

家族会主催のイベントへの積極的な参加、家族会とセンターとの協働イベントの開催を実施します。

II. 出張相談会等ケアプラザとの連携強化

区内ケアプラザにおいて、障害理解講座を行い、地域の相談ニーズを拾い上げることができ、機会を積極的に構築していきます。

III. 鶴見区家族のニーズ把握及び普及啓発

毎月の家族会定例会に参加をし続け、ご家族の心情理解、意見などを把握し自立支援協議会等で伝えていきます。他の場でも、家族会と連携しながら必要なことを発信します。

IV. 家族会高齢化問題への支援

定例会を通して新規会員取得に向けた支援を行います。

7. ピア活動支援

I. セルフヘルプグループの活動後方支援

鶴見区生活支援センターでは、平成29年度に「かさぶらんか」という名称でセルフヘルプグループが利用者主体で誕生しました。コロナの影響を受け、活動休止中の状況ですが、活動再開に向けた支援を実施していきます。

これまでに、利用者や地域住民、学生ボランティアを積極的に受け入れています。今後もボランティア活動を通して、精神障害者に対する理解が深まる契機になるよう、積極的な受入及び周知を行います。

II. 専門団体との協働活動

横浜当事者研究会、WRAP ファシリテーター、横浜市精連、神奈川県精神保健福祉士協会等の専門団体と連携し、各種研修会の開催や研修運営等に協力をしていきます。

III. ピアスタッフの活用、ピアミーティングの開催

横浜市のピアスタッフに関する方針に基づき、ご利用者、職員にピアの専門性、価値の理

解を深める機会を設ける。

ピアスタッフ配置における効果検証を実施し、ピアスタッフの社会的地位の確立、待遇改善に向けて具体的検討及び提案をする。

8. 人材育成・精神保健福祉士実習生の受け入れ

ネットワーク力を活かし、職員の資質向上に繋がるような内部勉強会を年3回開催します。また、既存のインフォーマルな区内の事例検討会「通称：うみやま会」にも積極的に参加し、個々のレベルアップを図っていきます。

同法人2センターとの合同研修を年3回開催します。

実習生の受け入れも引き続き、積極的に行います。将来、利用者の利益向上に繋がるような仲間の育成に貢献していくことを目的の一つとし、養成校との連携も強化し、指導の資質向上にも務めていきます。

また、横浜市精連、神奈川県精神保健福祉士協会等の団体活動にも職員を派遣し、ネットワーク強化、専門性の資質向上を目指します。

9. 施設の管理運営

I. 個人情報保護

個人情報保護に関する勉強会をセンター内で行い、日常的支援・電話対応、記録の取り扱いなど、個人情報を保護する基本的な決まり事を職員間で徹底します。そして、マニュアルを作成し、随時見直しを行い、職員誰もが自己点検できるようにします。また、パソコン等データベース関連は、法人の規定に基づいた個人情報保護を遂行します。

II. 安全対策

リスクマネジメントを意識し、センター内ハード面、ソフト面の両面から想定できるリスクを回避できるよう意識を高め取り組んでいきます。

III. 事故防止体制・緊急時対応

安全管理委員会を組織し「安心は何事にも優先する」という意識を持ち、毎月1回ヒヤリハット事故の内容把握、原因追究、対応策の立案を職員一体となって行い、再発防止に努めます。必要に応じて安全管理マニュアルの改訂を行います。また、緊急時対応に関しても職員間で意識共有し、緊急時対応マニュアルをベースに的確な対応をしていきます。

IV. 苦情解決・利用者アンケート

利用者からの苦情・要望は、「生活支援センター運営改善への最重要な提言」と捉え利用利用者満足度を考える担当職員を設け、整理していきます。これまでと同様に、寄せられた意見に関しては、職員ミーティングで話し合い、回答を掲示します。また、サービス向上のための貴重な情報源として、利用者からのアンケート、家族会の会合、ご意見BOX、第三者委員からの意見などを職員で共有し改善対策に役立てていきます。

10. 自立生活アシスタント・自立生活援助事業

その都度、必要な新規ケースの受入が円滑にできるよう、事業利用中の方の再アセスメントを定期的に行い、支援終了可能な方は、基本相談及び他の支援に繋げていきます。具体的数値目標としては、25名の方を支援します。数値目標を実現できるよう、体制を整えていきます。また、自立生活援助事業については、サービスを希望される方の発掘、分析を行い事業活用に努めます。

11. 横浜市退院サポート事業

鶴見区自立支援協議会精神保健部会を軸に、区内精神科病院との協働活動を活性化させ、地域移行支援が円滑に進むよう働きかけていきます。区福祉保健センター、基幹相談支援センターと情報共有及び連携強化しながら、区外精神科病院に入院している鶴見区の方の現状把握に努め、積極的に働きかけを行い、事業対象者層の拡大を図ります。具体的年間支援者数は実人数15名を目指します。

12. 指定特定相談支援事業（計画相談支援事業）

区福祉保健センター、基幹相談支援センターとの定例会議の中で他の事業所では対応困難なケースを専門相談機関として積極的に受け入れていきます。基本相談支援事業等、他の事業とのバランスも見ながらではありますが、具体的数値目標は、契約者数80名とします。

13. 指定一般相談支援事業（地域移行・地域定着支援事業）

市事業の病院との協働活動を通して、支援が必要な方を発掘し積極的に受け入れていきます。区内精神科病院との連携強化は当然のことながら、近隣病院とのケースを通して関係性を深め、一人でも多くの退院可能な方の支援を実施していきます。

14. その他活動

I. 鶴見区自立支援協議会

各部会（権利擁護部会、精神保健福祉部会、相談部会）に職員を1名ずつ派遣し、関係機関の連携強化に努め、部会活動の活性化に貢献していきます。

II. 地域生活拠点事業

3機関連携にて対応が必要なケースの掘り起しを行いながら、必要な支援を展開していきます。特に精神障害者の体験の場、ショートステイの場を確保するため社会資源創設を検討します。

III. 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム

鶴見区自立支援協議会精神部会を通して、地域ケアプラザと連携し障害理解講座、ケアプラザ内での精神障害者のサークル活動の場を構築する等、区内各エリアで精神障害の理解が深まるよう働きかけをしていきます。

また、本システムの構築には、地域連携が必要不可欠であり、そのためには地域住民、様々な団体に本システムを理解してもらうことが必要であり、ケアプラザ等の協力を得ながら普及啓発活動に力を入れていきます。具体的には、ケアプラザと連携し各エリアの住

民、民生委員向けの包括ケアシステムの講座を開催していきたいと思います。

教育機関との交流活動を通して、地域市民が正しく精神障害に関して理解できるよう働きかけを継続します。

Ⅳ. 横浜市生活支援センター連絡会

センター連絡会の活動に職員を派遣し、生活支援センター全体が課題解決に向けて取り組めるよう尽力します

Ⅴ. 職能団体との協働活動

- ・特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会

部会に職員を派遣し、市全体の精神保健福祉の向上に寄与します。

- ・一般社団法人神奈川県精神保健福祉士協会

各委員会への協力、研修参加を通してネットワーク強化、専門職としての資質向上を目指します。

Ⅵ. 鶴見区事例検討会「うみやま会」

事務局機能を担います。区内精神科クリニック所属の精神科医、区役所、基幹相談支援センター及び区内関係機関（主に相談支援事業所等）と実際の事例を用いて検討します。結果として、ケースの課題解決の糸口になると共に、単独相談事業所等が孤立せずに相談しやすい環境を区内に構築していきます。

令和8年度精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：鶴見区精神障害者生活支援センター

運営法人：社会福祉法人横浜市社会事業協会

【収入】

(単位:千円)

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター本体	退院サポート	自立支援アシスタント	
指定管理料	85,829	61,866	11,911	12,052	
法人負担金	720	720			
合 計	86,549	62,586	11,911	12,052	

【支出】

科 目	金 額				左記「金額」のうち 法人負担金額	内訳・説明等
	計	生活支援センター本体	退院サポート	自立生活アシスタント		
人件費	72,799	49,426	11,596	11,777	720	
						1名
						6名
非常勤職員	19,165		9,509	9,656	720	4名(法人内では非常勤撤廃)
アルバイト	4,080	4,080				2名(ピア・庶務・障害者雇用パ)
調理アルバイト	0					外部委託
嘱託医賃金	968	968				医師3名
法定福利費	9,811	6,621	1,566	1,624		社会保険料等
退職給与引当金	2,150	1,196	489	465		市退共等
福利厚生費	72	48	12	12		はまフレンド
労務厚生費	120	80	20	20		職員健診
施設管理費	4,700	4,700	0	0	0	
光熱水費	1,800	1,800				電気・ガス・水道
庁舎管理	3,000	3,000				定期清掃、設備点検
修繕積立金	0					
入浴サービス等実費徴収額	△ 100	△ 100				有料サービス実施徴収
運営費	6,550	5,960	315	275	0	
旅 費	990	700	165	125		訪問時駐車所代、公共交通機関、燃料費等
消耗品費	780	600	90	90		事務消耗品等
印刷製本費	200	140	30	30		パンフレット、名刺等
修繕費	150	150				天井、壁補修
通信運搬費	900	840	30	30		固定電話、携帯、ネット、Wi-Fi等
賃借料	830	830				リース(複合機、車両、PC)
備品等購入費	350	350				更衣室ロッカー、防災カーテン等
保険料	150	150				損害賠償責任保険等
雑費	2,200	2,200				研修費、会費等(食事提供委託費含む)
本部繰入金	2,500	2,500				
合 計	86,549	62,586	11,911	12,052	720	